

## 甲賀市附属機関設置条例 ※関係部分抜粋

平成 25 年 12 月 18 日

条例第 35 号

改正 平成 28 年 6 月 15 日 条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

付 則（平成 27 年条例第 17 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市観光振興計画審議会の委員の任期は、別表の 1 の表の規定にかかわらず、平成 30 年 7 月 25 日までとする。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
(略)				
甲賀市観光 振興計画審 議会	観光振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 観光等産業関係団体の代表者及び構成員 (4) その他市長が適当と認める者	12 人以 内	2年
(略)				